

武漢市自動車排気ガス污染防治条例

(2014年9月17日に武漢市第13期人民代表大会常務委員会第24回会議に採択され、2014年11月27日に湖北省第12期人民代表大会常務委員会第12回会議に可決された)

第一章 総則

第一条 自動車排気ガス汚染を防止し、大気環境を保全し改善し、住民の健康を保障し、経済と社会の調和的な発展を促進するため、「中華人民共和国大気污染防治法」、「湖北省大気污染防治条例」などの法律、法規の規定に基づき、本市の実情と結び付けて、本条例を制定する。

第二条 本市行政区域内の自動車排気ガス污染防治は本条例を適用する。

本条例で言う自動車とは、燃油、ガスを主な動力エネルギー又は補助動力エネルギーとし、人員を載せる若しくは物品を輸送し、工事施工に用いられる道路を走行する車輪つき車両を指すことである。

本条例で言う自動車排気ガス汚染とは、自動車の排気管、クランクケースと燃料蒸発ガス装置から放出された汚染物質によってもたらされた汚染を指すことである。

第三条 自動車排気ガス污染防治作業は防止を主とし、防止と整備を結合させ、汚染者負担、大衆関与の原則を堅持する。

第四条 市人民政府は自動車排気ガス污染防治活動協力メカニズムを構築し、自動車排気ガス污染防治計画を制定し、自動車排気ガス汚染総量規制を実施し、自動車排気ガス污染防治の先進技術の普及と応用を推進し、自動車の排気汚染を削減しなければならない。

市人民政府は自動車排気ガス汚染の監督管理に対するキャパシティビルディングを強化し、自動車排気ガス污染防治に対する資金投入を保障しなければならない。

区人民政府は（開発区、景勝地、化学工業区管理委員会を含む、以下同じ）は自動車排気ガス污染防治計画を実施し、自動車排気ガス污染防治措置を講じ、関係官庁の自動車排気ガス污染防治業務を督促、審査しなければならない。

第五条 環境保護主管官庁は自動車排気ガス污染防治作業に対し統一的に監督・管理を行う。市環境保護主管官庁所属の自動車排気ガス汚染対策管理機関は自動車排気ガス汚染対策の日常の監督管理を行う。

公安、品質技術監督、交通運輸、商務、工商、物価などの主管官庁はそれぞれの職責範囲内で自動車排気ガス污染防治に関する業務をしっかりと行う。

第六条 政府機関、団体、企業・事業単位とその他の組織は自動車排気ガス污染防治に関する法律・法規、交通文明、グリーン交通に関する広報を強化しなければならない。

第二章 予防と抑制

第七条 本市は市民が公共交通機関、自転車、徒歩などのグリーン交通手段を選び、公共交通手段以外の自動車の利用率を減らし、停車3分以上の場合のアイドリングストップを提唱する。

市人民政府は市民のグリーン交通利用のために条件を整えなければならない。

毎年9月22日に都市でノーカーデー活動を実施する。国家機関、事業単位がノーカーデーで緊急用務の場合を除いて、公用車の使用を停止する。

第八条 市人民政府は本市の大気環境基準要件及び自動車排気ガス汚染の状況に基づき、新規登録、移転登録を申請する自動車に対し、次の段階の国の自動車排ガス基準を前倒しで実施することを決定することができ、また実施開始の 6 カ月前に社会に公布し、それにマッチングする自動車用燃料の供給を保障する。

市環境保護主管官庁は国家自動車排気ガス排出型式認証目録と本市で実施される国家自動車排気ガス基準に基づき、本市の環境保護基準に達する自動車の型式目録を制定し、また社会に公表する。

第九条 本市は自動車環境保護検査合格ラベル（以下環境保護ラベルという）管理制度を実施し、道路を走行する自動車は、環境保護ラベルを取得し、また定められた位置に貼らなければならない。

自動車の環境保護ラベルに関する具体的な管理方法は市人民政府が別途制定する。

環境保護ラベルを偽造、変造する若しくは偽造、変造されたり、期限が切れたりした環境保護ラベルの使用を禁止し、他の自動車の環境保護ラベルの使用を禁止する。

第十条 本市で走行する地域外の自動車は有効な環境保護ラベルを持たなければならない。その中、本市で運営する若しくは本市の常住者に使用される地域外の自動車は、本市の環境保護ラベルを取得しなければならない。

第十一条 本市の大気環境基準要求と自動車排気ガス状況に基づき、市人民政府は高汚染排出車の走行を禁止する地域、時間帯を定めることができる。大気汚染が深刻化した場合、自動車の通行を制限する交通管理措置をとることができる。

市人民政府が前項に定める自動車の通行禁止もしくは通行制限の交通管理措置をとる場合は、前もって社会に公表しなければならない。

第十二条 市人民政府は補助金制度などで省エネ・環境保護型車と新エネルギー車の使用を奨励し、期限付きで公共サービスに用いられる高排出車を廃棄し、その他の高排出車の前倒し廃棄を促さなければならない。

市人民政府は新エネルギー車を政府調達リストに組み入れ、次第に新エネルギー車に対する政府調達の規模を拡大し、措置を取って新エネルギー車関連施設の建設を促進しなければならない。

第十三条 自動車の所有者若しくは使用者は自動車に配置される排気ガス浄化装置を正常に運転させ、車載式排出診断システムが警報表示したのち、適時に自動車を補修し、自動車から排出する汚染物質が定められた排出基準を満たすよう保障しなければならない。

車載式排出診断システムの撤去、使用停止を禁ずる。

第十四条 本市にある旅客輸送、貨物輸送、工事施工、速達郵便、金融護送管理、配送と速達業車、環境衛生車、通勤バス、ショッピングバス、オフロード車の使用組織は毎年、環境保護主管官庁に自動車の数、排ガスのレベル、使用頻度、燃料消費量などの状況について申告登録しなければならない。

申告登録規則は市環境保護主管官庁が制定する。

第十五条 本市で販売、使用される自動車用燃料は本市が施行している基準を満たし、本市の自動車排出ガス基準に適合するようにしなければならない。

本市の自動車用燃料基準は、市人民政府の許可を経たのち、市環境保護主管官庁が市品質技術監督、市工商行政管理官庁とともに公布する。

低汚染型自動車用燃料、グリーン自動車用燃料の使用を奨励し、支援し、普及させる。

第十六条 自動車用燃料販売業者は規定される基準を満たした自動車用燃料を提供し、販売場の見やすい場所に販売している自動車用燃料の基準を明記しなければならない。未

合格の自動車用燃料の販売を禁止する。

第十七条 国の規定に基づき、本市で新規建設されたガソリンスタンド、石油タンク、新規登録されたタンクローリーに蒸気回収システムを整備し、すでに完成したガソリンスタンド、石油タンク、使用中のタンクローリーに市人民政府が定めた期限内に蒸気回収総合対策装置を設置しなければならない。

ガソリンスタンド、石油タンク、使用中のタンクローリーの所有者若しくは使用者は蒸気回収装置の正常な運転を保障しなければならない。環境保護主管官庁の許可を経ずに、使用を停止したり、撤去したりしてはならない。

第三章 検査と整備

第十八条 自動車環境保護検査作業は資格を有する自動車検査機関が引き受ける。

市人民政府が統一的計画、合理的配置、大衆の便利化と社会化運営の原則に基づき、検査機関の配置を定め、社会に検査機関リストを定期的に公布しなければならない。

第十九条 検査機関は環境保護検査活動を実施することにあたって、次のような規定を守らなければならない。

(一) 定められた業務範囲、機関住所、検査住所、有効期限に基づき、自動車の環境保護検査を行う。

(二) 国、省と本市が規定する環境保護検査方法、技術規範に基づき、検査を行い、真実かつ正確な検査報告書を提出する。

(三) 国の規定に従って検査設備を定期的に検定若しくは校正し、環境保護主管官庁が実施する技能試験に参加する。

(四) 内部の検量線比較及び検査設備の校正を定期的に行う。

(五) 市環境保護主管官庁に自動車環境保護検査データをリアルタイムに転送する。

(六) 自動車環境保護検査ファイルを作成し、また国の規定に基づき、環境保護検査情報と関連技術資料を保管する。

(七) 価格主管官庁が査定した自動車環境保護検査に関する料金徴収項目と基準を実施する。

(八) いかなる方式で自動車整備業に従事し、参加してはならず、環境保護検査コンサルタント業務に参加してはならない。検査機関は検査制度を公示し、検査手順、検査方法、自動車排出ガス基準、料金徴収基準、苦情ホットラインを公示し、社会からの監督を受ける。

環境保護主管官庁は国、省と本市の規定に従って検査制度を構築し、自動車検査機関が本条第一項の規定を守る状況に対し定期的に検査を行い、苦情、告発を受理し、直ちに違法行為を取締まり、社会に公表しなければならない。

第二十条 本市で登録証明、移動登録を申請する自動車が検査を受けて、本市の自動車排気ガス基準を満たす場合、環境保護主管官庁は審査して環境保護ラベルを発給する。登録証明を申請する自動車が本市の環境基準に達成した自動車型式目録における軽ガソリン車である場合は、排気ガス検査が免除される。

登録証明、移動登録を申請する自動車が、環境保護検査若しくは検査を経ても本市の自動車排気ガス基準を満たさない場合、公安機関交通管理官庁は登録手続きを行わない。

第二十一条 使用中の自動車の環境保護定期検査と安全性技術検査を同時に行い、有効期限も同じである。国、省にその他の規定がある場合、その規定に基づく。

環境保護定期検査を経て合格した使用中の自動車は環境保護主管官庁が環境保護ラベルを審査発給する。検査を受けて不合格となる場合、環境保護ラベルを発給しない。

環境保護ラベルを取得する前に、自動車の所有者は自動車排ガス違法排出行為の処理を済ませなければならない。

使用中の自動車は環境保護定期的検査を受けない若しくは検査を受けて不合格となる場合、公安機関交通管理官庁は自動車の安全性技術検査に合格するラベルを発給しない。

第二十二條 自動車の環境保護定期検査結果は排出基準を満たさない場合、自動車の所有者若しくは使用者は規定する期限内に修理、調整を行う若しくは抑制技術を活用し、元検査機関の再検査を受けなければならない。

第二十三條 自動車の所有者若しくは使用者は検査機関の環境保護再検査の結果に対し異議がある場合、再検査の結果を受け取った日から 10 勤務日以内、環境保護主管官庁に確認、認定を申請できる。環境保護主管官庁は申請日から 5 勤務日以内に認定しなければならない。

第二十四條 自動車の所有者若しくは使用者は自主的に検査機関、自動車整備会社を選ぶ権利があり、いかなる組織と個人はそれを指定してはならない。

第二十五條 自動車が修理、調整を経た若しくは抑制技術を採用したにも関わらず依然として排気ガス基準を満たさない若しくは環境保護検査有効期限が切れてから 3 つの自動車環境保護検査周期内に連続して環境保護ラベルを取得していない場合、国の自動車強制廃車規定に基づき、それを廃棄処分しなければならない。

第四章は 監督・検査

第二十六條 市人民政府は市環境保護、公安機関、交通運輸、品質技術監督、商務などの官庁に自動車排気ガス汚染防止監督管理情報システムを構築させ、情報共有を実現しなければならない。

市環境保護主管官庁は自動車排気ガス汚染防止対策の状況を定期的に社会に公表しなければならない。

第二十七條 環境保護主管官庁は自動車の駐車する場所で使用中の自動車の排気ガス汚染に対し抜き取り検査を行うと同時に、公安機関の交通管理主管官庁の協力の下で走行中の自動車の排気ガス汚染に対し抜き取り検査を行うことができる。

抜き取り検査を受けるものは抜き取り検査に協力しなければならない。抜き取り検査に対し料金を徴収してはならない。

第二十八條 環境保護主管官庁が電子監視、ビデオ、写真、リモートセンシングなどの方法で自動車排気ガス汚染の状況に対し証拠を取ることができる。

第二十九條 公安機関の交通管理官庁は自動車の登録証明、移転登録を行い、安全性技術検査に合格したラベルを審査発給する場合、本条例の規定に従い、環境保護主管官庁に協力して法により自動車排気ガス汚染防止作業を実施しなければならない。

第三十條 交通運輸主管官庁は自動車排気ガス汚染防止対策を車両運営、自動車整備業に対する監督管理に盛り込み、自動車整備業者の排ガス抑制装置整備業務に対する監督管理を強化しなければならない。

第三十一條 品質技術監督官庁は検査機関の資質管理と自動車整備業者が使用する計量器具に対する監督管理を強化し、定期的に自動車用燃料の品質に対する抜き取り検査を行い、抜き取り検査の結果を社会に公表しなければならない。

第三十二條 商務主管官庁は自動車用燃料の販売活動に対する監督検査を強化し、検査結果を販売場で公示し、法により自動車用燃料を販売する違法行為を取り締まらなければならない。

第三十三條 価格主管官庁は検査機関の料金徴収項目と料金基準の実行状況に対する

監督検査を強化し、法により料金徴収の違法行為を取り締まらなければならない。

第三十四条 社会団体と個人が自動車排気ガス汚染防止活動に参加することを奨励する。

環境保護主管官庁は人民監督員に自動車排気ガス汚染と検査機関の環境保護検査活動に対する監督に協力してもらうことができる。

第三十五条 団体と個人が本条例の規定に違反する行為に対し苦情を訴え、告発することを奨励する。

違法行為の手がかりを提供し、調査で事実だと認定した場合、環境保護主管官庁は苦情者・告発者を報奨することができる。

環境保護主管官庁は苦情・告発を登録し、直ちに確認して処理する。直接に苦情・告発を受け取った日から7勤務日以内に、苦情者・告発者に処理状況をフィード・バックする。環境保護主管官庁の職責範囲以外の苦情・告発事項に対して、直ちに調査・処分を行う権限を有する官庁に移送して処理し、移送状況を告訴者・告発者に知らせなければならない。

環境保護主管官庁は苦情・告発の方法を公表し、苦情者・告発者の秘密を守らなければならない。

第五章 法的責任

第三十六条 本条例に規定する行為に対し、法律、法規に処罰の規定がある場合、その規定に従う。

第三十七条 道路を走行する自動車汚染物質の排出が排出基準を満たさない場合、環境保護主管官庁は自動車の所有者もしくは使用者に対し、期限付きで是正を命じると同時に200元の過料を科す。期限を過ぎても是正せず引き続き走行する場合、300元以上1000元以下の過料を科す。

道路を走行する自動車が黒煙などはっきり見える汚染物質を排出する場合、環境保護主管官庁は期限付きで是正を命じると同時に200元以上500元以下の過料を科す。期限を過ぎても是正せず引き続き走行する場合、期限を超える日からもとの過料の定額数に基づき日割り計算で連続して処罰を実施する。

第三十八条 道路を走行する自動車が環境保護ラベルを取得せず、期限が切れた環境保護ラベル若しくは他の自動車の環境保護ラベルを使用する場合、環境保護主管官庁は期限付きで環境保護ラベルを申告し取得する若しくは期限付きの是正を命じると同時に、500元以上2000元以下の過料を科す。

環境保護ラベルを偽造、変造する若しくは偽造、変造された環境保護ラベルを使用する場合、公安機関は「中華人民共和国治安管理処罰法」に基づき処罰を行う。

第三十九条 自動車の所有者若しくは使用者は車載型排出診断システムが警報を発したにも関わらず自動車を整備しない場合、環境保護主管部門は期限付きで是正を命じ、期限を過ぎても是正せず引き続き走行する場合、500元の過料を科す。

車載排出診断システムを撤去する、若しくは使用を停止する場合、環境保護主管官庁は期限付きで是正を命じると同時に、1000元以上5000元以下の過料を科す。

第四十条 本条例第14条の規定に違反し、汚染排出申告登録を拒否する若しくは汚染排出申告登録の過程において虚偽を弄するものに対し、環境保護主管官庁は期限付きで是正を命じ、期限を過ぎても是正しない場合、1000元以上5000以下の過料を科す。

第四十一条 本条例第17条の規定に違反し、国の基準に基づいて蒸気回収システムを設置しない若しくは市人民政府が規定する期限内に蒸気回収総合整備施設を設置しない場合、環境保護主管官庁は期限付きで是正を命じると同時に、1万元以上5万元以下の過

料を科す。期限を過ぎても是正しない場合、環境保護主管官庁は同クラスの人民政府にその生産停止、操業停止を命じるよう提案する。

勝手に自動車蒸気回収装置を停止する若しくは撤去する、又は蒸気を排出する場合、環境保護主管官庁は期限付きで是正を命じると同時に、1万元以上5万元以下の過料を科す。期限を過ぎても是正しない場合、環境保護主管官庁は同クラスの人民政府にその生産停止、操業停止を命じるよう提案する。

第四十二条 検査機関は本条例第19条の第1項の関連規定に違反する場合、環境保護主管官庁は是正を命じ、以下の規定に基づき処理し、併せて操業停止・改善を命ずることができる。

(一) 定められた業務範囲、機関住所、検査住所、有効期限に基づき、自動車の環境保護検査を行っていない場合、検査費用を没収し、2万元以上5万元以下の過料を科す

(二) 国、省と本市が規定する環境保護検査方法、技術規範に基づかずに検査を行う若しくは検査過程において虚偽や欺瞞を弄するものに対し、検査費用を没収し、2万元以上5万元以下の過料を科し、機関の法人代表者に対し5000元の過料を科す。情状が重大な場合、省環境保護主管官庁に対しその環境保護検査の委託を取り消すよう提案し、また社会に公表する。

(三) 環境保護主管官庁が実施する技能試験の参加を拒否する若しくは内部で検量線の比較や設備の検査・校正を定期的に行っていないものに対し、1万元以上5万元以下の過料を科す。

(四) 市環境保護主管官庁に検査データをリアルタイムに伝送していない若しくは自動車環境保護検査ファイルを作成せず、検査情報と関係技術資料を保存していないものに対し、5000元以上2万元以下の過料を科す。

(五) 自動車整備業務を行い、それに参加する若しくは環境保護検査コンサルタント業務に参加するものに対し、違法所得を没収し、2万元以上5万元以下の過料を科す。

第四十三条 本条例第27条の規定に違反し、自動車の所有者または使用者が抜け取り検査を拒否する場合、環境保護主管部門は是正を命じ、車1台ごとに200元の過料を科す。

第四十四条 行政管理機関は生産停止、操業停止を命じ、比較的に高い過料を科すことを決める前に、公聴会開催を要請する権利があることを当事者に告知しなければならない。当事者が聴聞を請求する場合、行政管理機関は「中華人民共和国行政処罰法」の規定に基づき、公聴会を開催しなければならない。

第四十五条 環境保護、公安、品質技術監督、交通運輸、工商、物価などの官庁とその職員に以下に掲げる情状の一つがあった場合、直接担当者とその他の直接責任者に対し、法により、行政処分を行う。犯罪と見なされる場合、法により刑事責任を追及する。

(一) 本条例の規定に基づき自動車環境保護ラベルを審査発給しなかったとき。

(二) 本条例の規定に基づき、自動車の登録もしくは移転登録を行い、安全性技術検査合格ラベルを審査発給しなかったとき。

(三) 検査機関と検査作業に対し監督管理の職責を履行しなかったとき。

(四) 自動車の所有者、使用者に検査機関を指定して検査を行わせたとき。

(五) 自動車整備業者に対し監督管理の職責を履行しなかったとき。

(六) 本市で実施する基準を満たさない自動車用燃料を販売する行為に対し、法により調査し処分しなかったとき。

(七) 自動車排気ガス汚染防止製品を勧めるもしくは指定し、自動車の環境保護検査経営業務に参加するもしくは何らかの形で参加したとき。

- (八) 本条例の規定に基づき、協力する義務を履行しなかったとき。
- (九) その他の職権乱用、職務怠慢、情実による不正行為があったとき。

第六章 附則

第四十六条 本条例にいう開発区とは武漢東湖新技術開発区、武漢経済技術開発区を指す。景勝地とは東湖エコツーリズム観光地を指す。化学工業区とは武漢化学工業区を指す。

第四十七条 本条例中の下記の用語の意味

(一) 高排出車とは汚染物質排出量が高く、満たした基準が低く、国、省と本市の政策に基づき、前倒しで廃棄すべき自動車指す。

(二) 自動車排気ガス抑制装置とは自動車排気ガス対策のために取り付けられた PCV、自動車排気ガス浄化、燃料蒸気抑制装置を指す。

第四十八条 ローダー、ブルドーザー、ローラー車、アスファルト機械、非道路用トラック、掘削機、フォーク・リフトなどオフロード車の排気ガス汚染対策は本条例の規定に基づき実施する。

第四十九条 本条例は、2015年3月1日から施行する。

出典：<http://www.whepb.gov.cn/flFg1/14837.jhtml>